

平成二十一年六月十二日提出  
質問第五三八号

いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。同月十日、最高検察庁の伊藤鉄男次長検事は、午後三時半から開いた記者会見において、「真犯人とは思われない人を起訴し、服役させたことについて、大変申し訳ないことをしたとと思っている」と、菅家さんに対して謝罪する言葉を述べたと承知する。右を踏まえ、質問する。

- 一 最高検察庁の長は次長検事ではなく検事総長であると承知するが、確認を求める。
- 二 既に種々報じられているとおり、菅家さんは当時の栃木県警の非人道的な取り調べにより自白を強要されたことや、現在の技術と比較して遙かに精度の劣る当時のDNA鑑定の結果により犯人とされ、当時の検察により起訴され、十七年以上にも渡り人生の貴重な時間を奪われたものである。右の極めて重大な事案に対する検察庁としての謝罪が、なぜ検察庁という組織の長である検事総長ではなく、検事総長の下位に位置する次長検事という立場にある者によって行われたのか、その理由を説明されたい。

三 法務省という組織において、法務大臣と検事総長はどちらが上位にあるか。

四 健康の定義如何。

五 検事総長の任に就く者の要件として、健康であることは求められるか。

右質問する。